



議員提案による政策条例

高橋 亨

「議会は行政のチエック機関であると同時に、政策立案機関でもある」と言われていますが、どちらかというところ、この地方議会においても、これまで議員提案の条例を制定することに重きを置いてこなかったような気がします。

議員定数や議員歳費削減などはこの地方議会でも行っていますが、行政に関わる政策条例は執行側が提案してくるもので、議会は提案された案件を審議すれば良いという風潮が蔓延し、とりわけ、期を重ねたベテランの議員にその傾向が強いように感じます。

しかし、近年、議会および議員の職責について、多くの有権者から不満の声が出されるようになり、それに呼応するかのようになり、あちこちの議会でも議員提案の政策条例制定の検討が行われ、その自治体特有の条例や全国に先

駆ける特徴のある条例などの制定が徐々に見受けられて参りました。

私自身は、函館市議会議員であった平成十一年、第一回市議会定例会において、初めて「非核・平和行政の推進に関する条例」を本会議に議案第四十五号として提案した経験があります。

この条例は、国内的に周辺事態法の制定が取り沙汰され、函館港をはじめ道内港湾への米艦船入港が相次いだ当時、函館港に入港する場合、「非核証明書」を提出しなければ入港を認めないことを明記した条例で、函館市民二万五千筆の署名を背景に本会議での質疑、予算特別委員会への付託、委員会質疑などを行いました。質疑には焦点となる国内法や条約、国際法において、矛盾が生じないよう綿密に精査をして臨みました。しかし、保守系の議員は、

質疑内容ではなく廃案有りきの戦略であり、結局、日程の迫った予算特別委員会において、さらに審議が必要として継続審査を求められ、数の力で押し切られてしまったのです。改選期の継続審査とは、手続き上、廃案の扱いとなるため、その後、改選を経て三年後に案文の精度を高めて再度提案をいたしました。今度は即決で否決となりました。この経験から、議員として多くのことを学ばせていただきました。

時は過ぎ、私も市議会議員から道議会議員へと活動の場も代わり、二年が過ぎたあたりから、議員提案条例の様々な動きが胎動しはじめました。

民主党道議会の政策審議会でも条例制定を目的としたいくつかのプロジェクトチーム（PT）が発足することになり、三本の条例関連PTの事務局長として関わることになりました。

最初に関わったのは「北海道地球温暖化防止対策条例制定PT」でした。条例案は、温室効果ガスの排出抑制のため、道に対しては地球温暖化対策推進計画の策定を、一定以上のエネルギーを使用する事業者に対しては温室効果ガス等削減計画書の策定を義務づけ、計画内容の実績を公表し、取組を評価するなどの内容で、PTとしては、先



進地の視察から始まり、経済団体や事業種別の団体、個別事業所等との意見交換、各党派との調製などを行いました。しかし、計画書や削減効果などが公表されると事業活動に支障が生じるとの心配から経済界が難色を示し、それに呼応するように保守系党派から条例文の修正を求められ、かなりの妥協を強いられたほか、条例の可決もかなり引き延ばされました。しかし、条例のエキスだけは確保し、民主党・道民連合の提案として可決・成立、平成二二年三月一日から施行することができました。

次のPTは「障がい者の権利擁護に関する条例制定PT」です。平成一八年、国連において「障害者の権利に関する条約」が採択されましたが、日本は批准はせず、署名だけを行いました。

国内では平成一八年に千葉県が「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しており、これを受けて、DPI北海道ブロック会議主催の「障害者権利法制の確立に関するセミナー」（平成一九年一月二三日）において、道議会各党派の代表から、北海道に合った条例を制定したい旨が発言されたことから、保守系党派と私どもの党派それぞれがPTを設置し、独自の取り組みを始めました。私どもの党派では、障がい当事者や雇用主、施設関係者や教育関係者などで外部委員会を設置したほか、全道の障がい者施設や当事者へのアンケート用紙を三千部配布し、約五〇％を回収し、分析を行うとともに、各地域において関係団体からのヒアリングなどを行い、障がい者の立場に立った条例づくりを目指しました。保守系党派のPTは就労支援関係を中心に、民主党派のPTは権利擁護関係を中心にと任務分担を行うとともに随時意見交換を行い、文案を煮詰めました。

こうして出来た、通称「北海道障がい者条例」は平成二二年四月一日に全面施行されました。民主党党派と保守系党派が共同でつくり上げた、議員提案による障がい者権利擁護条例として、各都府県からも注目を浴びています。

最後は、「フッ化物洗口」の推進を目的とした条例に関するPTです。保守系党派の主導による条例制定の動きが明らかになったことから、賛否両論あるフッ化物洗口を児童・生徒に強制することのないよう、会派内に対応するPTを設置し、市民を交えた学習会の開催のほか、保健福祉委員会や専門家を参考人招致するなどの取組を経て、不十分ではありますが、条例案文の修正などを行いました。

こうして出来た「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」も、平成二二年四月一日より全面施行になっています。

これまでに民主党党派主導、保守系党派との共同作業、保守系党派主導に対する修正など、様々な条例に関わる事ができたことに心から感謝します。

結びとなりますが、議員による政策条例は、PTの座長をはじめ、条例を制定する情熱のある議員がいて初めて可能となるものです。地方議員の皆様も、是非、仲間と共に自らの手で議員立法（条例）を成し遂げられますようご期待申し上げます。

八たかはし とおる・北海道議会議員